

## 西海市教育委員会（令和7年第10回定例会）会議録

期 日： 令和7年10月27日（月） 午後1時30分開会

場 所： 西海市役所本庁 3階委員会室

出席委員： 教育長 渡邊 久範  
委員 北島 淳朗、矢吹 希己代、武宮 智、谷口 久美子

出席職員： 教育次長 田口 春樹  
教育総務課 課長 吉浦 和也  
課長補佐 山下 健悟  
副参事 熊本 英哲、長岡 竜児  
学校教育課 課長 高尾 晃  
参事 尾畑 幸二  
社会教育課 課長 尾崎 淳也  
課長補佐 白濱 義晴、岩下 淳

傍聴者： なし

### 1. 開会

#### ○教育長

それでは、令和7年度第10回定例会教育委員会を開会いたします。

### 2. 会議録署名委員の指名について

#### ○教育長

会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員に谷口委員、武宮委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

なお、会議録は各委員への事前送付及び指名委員の署名により、承認されたものとみなします。

### 3. 会期決定について

次に、会期の決定を議題といたします。お諮りします。会期を本日1日限りといたしますが、ご異議はございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。

#### 4. 教育長諸報告

##### ○教育長

続きまして諸報告を行います。お手元の教育長一般報告10月分をご覧ください。

※以降、下表に基づき報告

月日	曜	項目
10月4日	土	「アートのまち西海展覧会」オープニングセレモニー
10月7日	火	西彼中学校計画訪問
10月10日	金	第6回校長会研修会
10月12日	日	令和7年度大島町運動会 令和7年度太田和郷民運動会
10月13日	月	第3回崎戸スマイル健康体育まつり
10月14日～ 20日	火～月	校長中間面談
10月15日～ 17日	水～金	第37回九州都市教育長協議会定期総会・研究大会
10月18日	土	西海橋架橋70周年・国重要文化財指定5周年記念シンポジウム
10月19日	日	令和7年度文化祭「西濤祭」
10月21日	火	西彼青年の家第2回理事会
10月22日	水	令和7年度 長崎県・市町教育委員会連携会議
10月24日	金	第2回学力向上推進拡大会議
10月25日	土	令和7年度西海市「は・あ・と・ふ・る運動」推進大会
10月26日	日	洲崎神社例大祭

以上が10月分の主な報告になりますけども、今の報告に対する質疑はありませんか。

(質疑なし)

よろしいでしょうか。それではただいまから議事に入ります。

#### 5. 議事

【日程第1】報告第5号「令和7年度教育費補正予算（第4号）に係る臨時代理の承認について」

##### ○教育長

日程第1、報告第5号「令和7年度教育費補正予算（第4号）に係る臨時代理の承認について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

##### ○教育長

教育次長。

○教育次長

報告第5号、令和7年度教育費補正予算第4号に係る臨時代理の承認についてです。本議案の提案理由ですが、令和7年度教育費補正予算第4号について、別紙のとおり臨時代理により処理したので、これを報告し承認を求めるものです。参考条文につきましては、下段のほうに記載しております。2ページをお開きください。

2ページが臨時代理に係る処分書になります。令和7年度教育費補正予算第4号についてということで、西海市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和7年度教育費補正予算第4号について、別紙のとおり10月1日専決補正予算として、臨時代理により処理をするということになっております。

具体的な教育費補正予算第4号の内容につきましては、3ページに記載しております。項が5、保健体育費の2目、体育施設費で3,200万の増額補正を行っております。補正予算の主な内容につきましては、事務局体育施設管理費で3,200万という形になっております。この3,200万の内訳ですが、これにつきましては、9月2日に大瀬戸総合運動公園の受変電設備が落雷により被害を受けております。それに係る復旧費が主なものになります。具体的に申し上げますと、キュービクルの関係修繕費が250万。パスと呼ばれる安定器、これが100万。非常用発電機の修繕費が1,800万。その他キュービクル関係の修繕費が100万。そのあと通電をした後の想定される修繕費として250万。また、今後今年度下半期に予定される修繕費として600万等を計上しております。これにつきましては、特に今年の上半期については、夜間照明設備であったり、あるいは空調機器の修繕が多発しております。現行当初予算に計上しております修繕費については、もうほぼほぼ使ってるような状況になっておりますので、上半期の分も含めて、今回補正予算を計上しているところです。説明内容につきましては以上でございます。

○教育長

ただいま報告第5号の説明がありました。質疑等はございませんか。

(質疑なし)

よろしいでしょうか。質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。報告第5号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、報告第5号「令和7年度教育費補正予算(第4号)に係る臨時代理の承認について」は、原案のとおり承認されました。

【日程第2】報告第6号「ときわ台小学校区スクールバスの事故に係る和解についての臨時代理の承認について」

○教育長

日程第2、報告第6号「ときわ台小学校区スクールバスの事故に係る和解についての臨時代理の承認について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

はい。報告第6号「ときわ台小学校区スクールバスの事故に係る和解についての臨時代理の承認について」です。本議案の提案理由ですが、議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について、別紙のとおり臨時代理により処理したので、これを報告し承認を求めます。参考条文につきましては先ほどと同様、下段のほうに記載しております。

次に、2ページをお開きください。2ページが本件臨時代理の処分書になります。ときわ台小学校区スクールバスの事故に係る和解について、西海市長が専決処分予定のときわ台小学校区スクールバスの事故に係る和解について、教育委員会に意見を求められたことに対して、臨時代理により原案のとおり了承するというので、10月22日付けで処分を行っております。このときわ台小学校区スクールバスの事故に関連する内容につきましては、本年6月の定例市議会において、要は児童の事故に係る損害賠償については、専決処分した内容を報告したところにはなりません。今回処分を致す内容については、車両の修繕費に係る内容が主なものになります。専決処分書の内容をこれから説明させていただきたいと思います。

3ページをお開きください。和解することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。ときわ台小学校区スクールバスの事故に係る和解について、相手方が記載の内容になっております。事故の発生概要につきましては、本年2月28日、午前7時30分頃で、発生場所につきましては記載のとおりです。事故の状況をご説明いたしますと、相手方の従業員である運転手が、本市と相手方との間で締結した、令和6年2月26日付西海市スクールバス運転業務委託契約に基づき、本市が所有し、ときわ台小学校区スクールバスとして使用する自動車を運転中、脇見運転が原因で市道脇のガードレールに衝突させ、当該自動車及びガードレールを破損させたものです。

今回の和解の内容ですが、1点目といたしまして、記載の事業者は、本件事故に基づく損害賠償金として419万597円から、車両保険により補填された175万円のほか、244万597円を損害賠償金として本市に支払う。2点目として、相手方は、令和7年11月末日限り、上記損害賠償金の全額を本市が指定する銀行口座に送金する方法により支払う。ただし送金に要する費用は相手方の負担とする。3点目ですが、本市及び相手方は、本市と相手方及び本市と相手方の従業員である運転手との間には、本件事故及び本件契約に関し、この和解の内容に定めるほかに、何らの債権債務のないことを相互に確認する。以上の内容で専決処分をさせていただいたというところです。事故の発生概要につきましては、教育総務課長から説明をさせていただきます。

○教育長

はい、教育総務課長。

#### ○教育総務課長

私のほうから、5ページから概要書を書いております。5ページにつきましては、次長から説明があった内容になっておりますので割愛させていただきます。資料の7ページが賠償金の内訳になっております。まず車両の損害ということで、まず損害額が579万2,303円ありました。これは車両の修繕費になっております。下の物件の損害については14万8,467円、これはガードレールの復旧に要した費用になっております。その下のその他の損害につきましては、22万飛んで130円。これにつきましては、車両が衝突したときにもう動かなくなっておりましたので、当日レッカーをした費用となっております。この表の下のアスタリスクですけども、本件和解に係る賠償額は、双方の代理人の弁護士同士の協議結果によるものと、要は弁護士同士で示談協議をしていただいたということとなっております。

次、車両事故における損害賠償額は、裁判例等で車両時価額が上限となることが通例であります。ということは、損害額全部が、全て認められるわけじゃなくて、あくまでも車両の時価額が求められる上限額になりますよというところで、今回はこの車両時価額がいくらになるのかというところがポイントになっております。

3番目は、本件和解に係る車両時価額は、有限会社オートガイド社が発行するオートガイド自動車価格月報に記載されている中古車の平均小売価格、いわゆるレッドブックっていうものだそうですけども、これに提示されてる価格で最終的には示談成立ということになっております。

すいません上の表に戻っていただきまして、2番目3番目、物件の損害とその他の損害につきましては、相手方も了承して、特にここについては争うことはないということになっております。ただ1番上の先ほど言いました車両の時価額っていうところについて、お互いの主張がっております。

最終的には、先ほど申しましたとおり、オートガイド社が発行する価格で最終的に落ちついたわけですけども、それまでは当然市として損害を受けた額丸々を、まず初めに請求をさせていただきました。そういうところで先ほど弁護士等々に相談したら、やっぱりそこまで求めるのはなかなか難しいだろうというところで、今回の合意の金額は、オートガイドによるものとなっております。

この損害額579万2,303円のうちですね、この補填額、1番上175万円につきましては、これ車両保険で補填がされます。次の200飛んで7万2,000円、これが実際相手方から賠償金としてもらう額になっております。3つ目の市の負担額197万303円というというのは、結果的に市がこれだけ負担をしなければならなくなったというところで、この補填額につきましては、損害賠償額①200飛んで7万2,000円。次のガードレールの損害ですね、14万8,467円で次のレッカー代の22万130円、これを合計した244万飛んで597円が今回市が賠償金として相手方からもらうような形になっております。説明については以上のとおりです。

#### ○教育長

はい。ただいま、報告第6号の説明がありましたが、質疑はありませんか。はい、北島委員どうぞ。

○北島委員

はい。北島です。確認なのですが、これまでの経過説明ずっと縷々あっておりましたけども、そのときにもご説明いただいているのかもしれませんが、車両の損害額の579万2,000円っていうところは、これが修理にかかったものと考えてよろしいのでしょうか。

それとですね、あわせて、あと車両保険と損害賠償金の合計が382万2,000円ぐらいになると思うんですが、これがオートガイド自動車価格に掲載されておった小売価格という理解でよろしいのでしょうか。

○教育長

はい。今2点ありましたけど、教育総務課長。

○教育総務課長

はい。まず1点目の579万2,303円は、車両そのものの修繕費となっております。二つ目の先ほど、この備考の車両時価額363万円ってというのが、オートガイドに載ってるその時の評価額となっております。これに取得費用、要はいろいろな諸費用19万2,000円というのが加わって、382万2,000円が落ちついた額、成立額となっております。以上です。

○教育長

よろしいでしょうか。はい。ほかにございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

○教育次長

教育長、1点だけよろしいでしょうか。

○教育長

はい。

○教育次長

はい。今回、車両に係る損害賠償関係の和解について専決処分したということで報告しております。6月議会の折には、児童7人中6名の方と示談が成立したということで報告をしております。結果1名分については、保険会社を通じて示談交渉を継続して行っている状況になりますので、示談が成立したら、同様に臨時代理により早急に処理をするような形で考えておりますので、また報告ということで、いずれかの定例教育委員会の折に報告をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○教育長

はい。ただいま補足説明がありました。よろしいでしょうか。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。報告第6号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、報告第6号「ときわ台小学校区スクールバスの事故に係る和解についての臨時代理の承認について」は、原案のとおり承認されました。

### 【日程第3】議案第57号「教育財産の用途廃止について（教職員住宅）」

#### ○教育長

日程第3、議案第57号「教育財産の用途廃止について（教職員住宅）」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

#### ○教育長

教育次長。

#### ○教育次長

はい。議案第57号「教育財産の用途廃止について（教職員住宅）」教育財産の廃止について、下記のとおり市長に申し出る。用途を廃止する財産の一覧になります。議案書の表をご覧になっていただきたいと思います。財産区分が不動産建物で、名称が西海地区西海南住宅、場所が記載のとおりです。面積につきましては、延べ床面積86平方メートル、構造が木造、建設年が昭和46年10月になります。

2項目目が、不動産建物で西海地区丹納住宅になります。場所につきましては記載のとおりです。延べ床面積は57平方メートル、木造で昭和50年3月に建築をしております。なお、これにつきましては平屋の2戸住宅になります。

3つ目ですが不動産建物で、西海地区横瀬西住宅1、場所は記載のとおりです。延べ床面積が57平方メートル、木造で昭和48年3月に建築をしております。いずれの財産につきましても、用途廃止については、令和7年10月31日を予定しております。

本議案の提案理由ですが、当該住宅のうち、西海南住宅及び横瀬西住宅1については、長期間入居者がおらず、老朽化により居住できない状況であり、また、丹納住宅については、下水道設備が未整備のうえ、今後改修する予定がない状況であるため、西海市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、これらの住宅の売却も含めた今後の利活用を検討するため、教育財産としての用途を廃止しようとするものです。2ページに参考条文を掲載しております。

今回用途廃止をする教育財産の位置図につきましては、3ページに記載をしております。4ページ以降が、航空写真に基づく住宅の場所の説明資料になります。7ページ以降につきましては、教職員住宅の管理上必要ということで、台帳を整備しております。台帳に、具体的な例えば建物の構造であったり、あるいは整備したときの事業費であったり、そういったものを情報として整理をさせていただいているところです。提案理由につきましては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第57号の説明がありました。質疑はありませんか。はい、北島委員どうぞ。

○北島委員

今回の事案に限らずのところなんですけれども、今こういった教職員住宅っていうのが市内各所ございまして、その稼働率っていうことでいうとどのくらいなんでしょうか。6割とか5割とかいうことかもしれませんけれども。

今後ぜひ、教職員の皆さんには、赴任地である西海市内に居住いただきたい、地域の様々な関わりにも交流を図っていただきたいと思ってる一方で、こういったなかなか活用されない資産があると。これを教育財産という位置づけであると、なかなかそういったほかの、例えば移住者用とかいったようなところで活用できないというのは、重々その法律の建て付け上で分かるんですが、今後やはり大きく人口減少ですとか、様々に呼び込みたい、市外から呼び込みたいというときに、やっぱり現在たくさん空き家があるんですけど、なかなか貸してくれないんです。民間の場合がですね。これはもう、本当民間の場合はもう個人個人に一つ一つお話ししていく必要があるんですが、一方で行政ということになると、コミュニティーの位置とか、あるいは活力ある郷土づくりとか、やっぱりそういった観点からもこういった資産の取扱管理について、もう少しこう緩和していく方向性というのは、国ですとかそういったところの関連もあるとは思いますが、やっぱり今後は、しっかりと西海市としてどのような考え方でこういった利活用を考えていくのかと。そのための西海市公共施設等総合管理計画基本方針だと思うんですが、その中で今後もう少し、これまでと少し違う時代の変化に合わせた、何か協議とか検討とかもうされてるのか、あるいはされていくような方向性があるのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○教育長

今2点あったと思うんですけど、最初その稼働率というのはわかりますか。はい、教育次長。

○教育次長

はい。今回議案を提案するにあたって、直近の入居率について確認をしておりますので、まずはそれを報告させていただきたいと思えます。10月1日現在ですが、入居率が全体で53.19%。そのうち本土分が59.72%、離島地区が31.82%という状況になっております。離島地区が悪い要因としては、まず平島小中学校の休校に係る部分で、住宅は確保してるんですけれども、実際入居者ゼロというところで、入居率が低く抑えられている要因という形になっております。ただ、本土地区におきましても、学校の統廃合であったり、そういったところで入居率が余りよろしくない状況もあります。今回廃止をする、例えば西海南住宅については、旧西海南小学校の校長住宅という形で当初整備をしております。もう閉校して相当な年数経ってるわけなんですけれども、全体の教職員の異動の関係で毎年度これについて

は、（教職員住宅への入居を）希望される先生、逆にもう通勤される先生と、いろいろばらばらですので、入居率は増減するような形にはなっているかとは思いますが。

ただ、今回の用途廃止につきましては、第1段階という位置づけで考えております。教育総務課において、今年度、教職員住宅の現況調査を再度実施しております。まだ全体的な調査結果についてはまとめ上げられてないんですけども、やはり入居をされない住宅には、それなりの、要は課題があるということなんですよ。例えば水回り、特に下水道への整備がどうなのか。あるいは駐車場がきちっと確保されているのか。現代の生活様式に実際その教職員住宅が当てはまるのかどうかというところがまず1点あります。

先ほど北島委員さんのほうから、西海市公共施設等総合管理計画の基本方針についてのお話もありましたけれども、実際使用予定がない財産については、基本的に行政財産を廃止して、提案理由にもありましたように、売却も含めた利活用を検討するという基本的な考え方がございます。今回3棟廃止をするわけなんですけど、今後まずは売却ができないかという視点の検討であったり、それができなければ、あるいは賃貸での活用であったりとか、そういったところも含めて考えていきたいと思っております。

実際教職員住宅については、教育財産として整備をしておりますので、ひもつきの財源で整備をした住宅もございます。そういったところについては、要は、財産処分の手続をしなければいけない、そういったハードルがあるというところをご理解をしていただきたいと思っております。実際その普通財産になった財産の有効活用という部分で、市役所内部の検討会、横断的な検討会があるんですけども、これについては、ここ数年開催されておられません。ですので、あくまで財産を所管する、それぞれの部で検討をしなければいけないと考えているところです。普通財産にすれば、いろんな利活用の方策もいろいろ検討されますので、他の部の動向も参考にしながら、今後検討を深めていきたいと考えているところです。先ほどのご質問に的確な答えになってるのか疑問なところはありますが、状況としては以上です。

○教育長

北島委員どうぞ。

○北島委員

はい。ありがとうございました。私が申し上げたことは多分伝わってると思うんですけども、やっぱり普通財産にしていくというところに至ったときに、その利活用の鮮度が落ちてしまうということですよ。ですので、活用できるうちに、活用できるものは活用していただければというところが、市民として、あるいは様々な事業体があられますけれども、そういった西海市内で事業をされる方々も、同じようにご意見をたくさんお聞きしておりますので、今後ぜひ、庁内で横断的にご検討いただければなと思っております。意見として、どうぞよろしく申し上げます。

○教育長

はい。ご意見ありがとうございました。ほかにこの件について。はい、武宮委員どうぞ。

○武宮委員

先ほどのお話で、教育財産からこう、基本的な質問で申し訳ないんですけど、教育財産から普通財産にするのに、そういった手続にどれぐらいの期間がかかるか教えていただけますか。

○教育長

教育次長。

○教育次長

はい。もちろん財産の種類によって、手続についてはいろいろあるんですけども、概略申し上げますと、教育関係の財産、教育財産につきましては、最終的に内部で方針を決定した後、この教育委員会に、要は財産の廃止についての議案を提案します。それで可決されれば、普通財産に処理ができるという形になっております。

今回の教職員住宅の廃止なんですけれども、実を言いますと、昨年度提案をしなければいけないのかなということで準備をしていた案件ではあります。ただやはり教職員の異動が、やっぱり毎年度ちょっと違った形の異動もあって、昨年度は提案をしなかったということになっております。ただ実際の入居率等も考え合わせ、また、処理が遅れば遅れるほど、先ほど北島委員さんからご提案もあったように、要は実際の資産としての価値がずっと落ちるわけなんですよ。そういったところもあって、今回一斉に、市内全部の教職員住宅の確認をして、ある一定の整理をさせていただきたいと考えているところです。

ですので、その整理の過程においては、用途廃止に係る議案が今年度中にもう1回出る可能性がありますので、その辺も含めて、いろいろご検討いただければなと思っていますところです。以上でございます。

○教育長

よろしいですか。はい、ほかございませんか。はい、谷口委員どうぞ。

○谷口委員

ご説明いただいて納得したところでございます。今後、今挙がってる3件については、今日のこの議題が可決されれば廃止がされて、そして次は西海市公共施設等総合管理計画で協議して、この実際には3つの住宅については、今後売却とか、何とかそのほかの活用ができるような、そういう建物になるということですかね。そうしたときに、それをまた広く一般の方とかにどうですかというようなことが、手続としてなっていくのかどうかというのは、先ほど北島さんおっしゃったように、まちづくりをしていく中でも、やはり特に西海町とか、ここに上がった横瀬とかも、移住していきたいけど、そういう貸してくれるところとか、売ってくれるとか建物がないというときに、まず一つここにそういう建物があるとなれば、そういうご紹介も今後できるのかなって。そうすると住民が1世帯は増えるということになって、空き家とかを何とか活用して、町もさらに活気づくということで、今、一つ空き家対策とか移住者を増やすというようなもの考えるときに、そういう一つの建物になる

のかっていうことになれば、とても私たちとしてもありがたいなと思っていますので、そういう方向になっていくのかどうかということをお示しいただければ。

○教育長

教育長次長。

○教育次長

はい。まず、西海市公共施設等総合管理計画の基本方針というのがもう既に定められておいて、財産の状態によって、今後どういうふうにするのかということも定められております。ですので、今回この3件の住宅廃止の議決をいただければ、庁内各協議体、庁内の会議でこれを諮るというのは今のところ予定をしておりません。ただ、実際その関係する部署、例えば先ほどからお話があるように、空き家バンクであったり、そういった部署については情報を共有しながら進めていくという形で考えております。実際横瀬西住宅については、これまでも入居ができないかというご相談を何度か受けたこともあります。ただあくまで行政財産として、教職員の皆さまに提供する住宅ですということでお断りをした経過があります。ですので、関係部署、あるいはそれぞれの地域の方々にも、ご相談をしながら進めていかなければいけないのかなと思っていますところ。以上でございます。

○教育長

ほかにございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第57号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第57号「教育財産の用途廃止について(教職員住宅)」は、原案のとおり可決されました。

【日程第4】議案第58号「西海市教職員住宅使用規則の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第4、議案第58号「西海市教職員住宅使用規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

はい。議案第58号「西海市教職員住宅使用規則の一部を改正する規則の制定について」です。本議案の提案理由ですが、先ほど57号で教職員住宅を廃止しましたので、老朽化等による教職員住宅の用途廃止のため、当該規則における所要の改正をしようとするものです。

具体的な内容ですが、3ページから4ページ、新旧対照表をご覧になっていただきたいと思います。教職員住宅使用規則の別表第1に、教職員住宅の所在地及び名称、区分、建設年月、構造戸数、一戸当たり面積そして住宅貸付料月額を記載しております。その中で当該住宅についてこの別表から削除をするという内容が、本規則の改正案になるところです。

この規則につきましては、公布の日から施行するという形で考えております。提案理由につきましては以上でございます。

#### ○教育長

ただいま、議案第58号の説明がありました。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありますか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第58号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第58号「西海市教職員住宅使用規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

#### 【日程第5】議案第51号「令和6年度西海市教育委員会自己点検・評価について」

#### ○教育長

日程第5、第8回定例会からの継続審議である、議案第51号「令和6年度西海市教育委員会自己点検・評価について」を議題といたします。継続審議に係る説明をお願いします。

#### ○教育長

教育次長。

#### ○教育次長

はい。議案第51号、令和6年度西海市教育委員会自己点検・評価についてです。提案理由、参考条文につきましては割愛をさせていただきたいと思います。

自己点検・評価報告書をご覧ください。まず、目次ですが、前回提案したときには、まだページ数等が確定をしておりませんでした。今回外部評価者の所見を入れた形で、ページを確定させていただいているところです。

次に、4ページ以降が学識経験者の所見になります。大変細かいところまで確認をさせていただいて、いろんなご意見をいただいております。その中で、評価者の所見について、概要を私のほうから読み上げてご説明をさせていただきたいと思います。

まず4ページ、椋本博志先生、全体的な総評として記載をしている内容ですが、今後はどういうところを読み上げたいと思います。「学校と地域が共通の目標を持つコミュニティ・スクールの導入や、地域運営組織と連携協働が進み、自分なりの夢、憧れ、志を持ち、ふるさとを愛し誇りを持つ未来の創り手としての子どもの育成と、子育て世代や高齢者を初めとする成人の社会教育での学びを生かしたふるさとをつくる次世代の育成を両輪とした、西海市らしい、多世代をつなぐふるさと教育を基盤とした持続可能な地域づくりを進めてほしいと思います。」ということまでいただいております。

特に指摘されたい事項としても記載がありますので、その部分についてもいくつか報告をさせていただきたいと思います。

まず1、教育委員会の活動状況についてなんですが、最後の行にありますように、「教育委員の活動を可視化してほしい」というご意見をいただいております。

次飛びまして5ページ、4. 教育委員会が管理執行を教育長に委任する事務の評価一覧ということで、まず、生きる力を育む学校教育の実現の中には、中段以降になりますが、「各学校で取り組まれている家庭学習の手引は、学習時間ばかりが先行し形骸化しているように感じます。なぜ家庭学習が必要なのかを親子で理解し、継続的に実践する必要があります。そのためにも、各学校または公民館区で、家庭教育講座や家庭学習体験会、親子長崎ファミリープログラムなど、児童生徒と一緒に学ぶ機会として企画することなど、工夫した取組を期待します」ということで書かれております。

また、豊かな心とふるさとを学ぶ教育の推進では、丸が二つ目ですかね、「ふるさとについて学ぶ西海学が市内全小学校で実施されておらず、非常に残念です」ということをいただいております。「ふるさと教育を基盤とするコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の展開を大いに期待します」と書かれております。また、読書活動については、「各学校で読書も含めた家庭学習内容の定着化を図る取組を家庭と連携して進めてほしい」というご提言もいただいております。

次、6ページ、③健康で安全な家庭、学校生活の実現の中では、「は・あ・と・ふ・る運動とあわせて、子どもだけでなく、大人も朝ご飯をしっかり摂ることを市広報紙や講演会等で周知啓発されることを期待します」といただいております。また、次の丸では、「令和8年度には、休日の部活動の完全地域移行が達成できるよう、地域性に応じた部活動や指導者のあり方を検討し、市民への十分な説明責任を果たしながら推進されることを期待します」と書かれております。

次7ページです。(2) いつでもどこでも学べる生涯学習の推進の①、学習環境の充実では、丸の二つ目になりますが、「施設の長寿命化はもちろん、統廃合や移譲も含めた施設のあり方については、今後、大胆に検討していくことを期待します」といただいております。また、読書サービスについては、「今後の少子高齢化を踏まえ、まずは人口割合の多い高齢者を対象とした施設や、公民館での高齢者講座での関係図書の貸出しを検討してほしい」ということでいただいております。また、「市内図書館が連携した取組、例えば図書館めぐりスタンプラリーや特典つき利用スタンプカードの導入など、創意工夫をお願いしたい」ということでいただいております。また、②公民館活動の活性化では、「公民館を地域運営組織や学校運営協議会の中で、つなぐ、結ぶ、学ぶ、身近な社会教育施設として利活用進めてほ

しい」ということでいただいております

8ページをお開きください。(3)市民総ぐるみで取り組む教育力の向上の家庭教育力の向上の丸の二つ目ですけれども、「地域学校協働活動をコーディネートする人材、地域、コーディネーターの育成が不可欠です。地域コーディネーター養成スキルアップ研修会の開催を熱望します」といただいております。

飛びますが、9ページ、(5)地域を支える文化芸術スポーツの振興の②、文化財の保存保護活用では、「文化財の情報提供については、紙媒体だけでなく、様々なメディアでの活用を検討してほしいと思います。また、地域に残る様々な伝統文化の記録保存は、教育委員会の重要な使命だと思いますので、計画的に取り組み、後世に残してほしいと思います」といただいております。

次に、11ページ以降が上野昭博先生の所見になります。総評としていただいているところ、一方でというところがありますので、そこ以降読み上げたいと思います。「一方で、自己評価がB以下にとどまった施策においては、成果指標の設定において課題があるものと考えます。PDCAサイクルを通じて教育施策を改善することが目的ではありますが、成果指標については、様々な状況の変化に合わせて変更するなど、柔軟に対応する必要がある」ということでいただいております。また、1.教育委員会の活動状況については、「今後も教育委員会の情報が積極的に提供されることを望みます」と、そういったご意見をいただいております。

次、12ページをお開きください。生きる力を育む学校教育の実現の家庭学習時間について、上野先生からもご意見をいただいております。「家庭学習時間については、目標を大きく下回る結果となっています。各学校で家庭学習の手引等を作成し、家庭と連携して取組が進められているものと思いますが、目標が未達となっている理由、問題点を確認し、児童生徒の充実した家庭学習に必要となる手だてが確実に実施されることを期待しています」といただいております。

また13ページ、③健康で安全な学校生活の実現では、「朝食を食べる習慣について、学力向上の取組への位置づけや、食育指導での働きかけに加え、学校家庭地域が連携したハートフル運動の一層の推進に期待をする」ということで、ご意見をいただいております。また、学校給食においては、地場産物の使用の件で、「食育の生きた教材となり、生産者や自然の恵みに感謝する心を育む、食育の充実につながることを期待する」ということで、書かれております。

次14ページ、(2)いつでもどこでも学べる生涯学習の推進の①、学習環境の充実では、「貸出し冊数等は、市内の人口減少や少子高齢化の影響も考えられるので、成果指標と評価の柔軟な対応が必要である」ということでご提言いただいております。

また、15ページ上段になりますが、③人権教育の推進では、「小・中学生のみならず、公民館活動や学校運営協議会等、学校家庭地域が一緒に取り組み、は・あ・と・ふ・る運動が広く市民に根ざした運動となることで、人権教育が推進されるということを期待している」ということです。

次に、15ページの下段のほうになりますが、(4)安心して学べる教育環境の構築の①、安心で望ましい教育の実現の中では、「行政内外の諸機関と連携を密にしながら、児

童生徒の安全確保に全力を尽くしてほしい」というご提言もいただいております。

また、16ページに移りまして、丸の三つ目ですね、「小中学生と高校生との交流や高校の魅力発信、高校への通学の利便性向上と事業の充実の推進を望みたい」ということで書かれております。

このようところが両学識経験者のご意見になります。私を感じ取ったところでのご説明ですので、各委員また違った視点でのご意見等もあるのではないのかなと考えているところ です。

次に、18ページ以降についての変更点のみご説明をさせていただきたいと思います。18ページの自己点検・評価一覧表の教育委員会の活動状況についての1、中項目1ですね、教育委員会の構成。前回ご提案をした会議の中で、年齢の相違があるのではないかというご意見がありましたので、そこにつきましては確認をして修正をさせていただいております。修正か所については、以上1点のみということで、前回ご提案をした内容で、改めて今回提案をさせていただきたいと思っております。それではよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

#### ○教育長

はい。ただいま、議案第51号の説明がありました。前回説明している部分を省いて今回は学識経験者による所見、この部分について説明していただきましたけど、質疑はございませんか。はい、北島委員どうぞ。

#### ○北島委員

前回もその成果指標のところでお話しさせていただいた、西海学のことについて、棕本先生もご指摘がありまして、この後の総合教育会議にも関連していくことになると思うんですけども、本当にやっぱりふるさと学というのは根幹なのかなあとと思います。いろんな角度で、学校、家庭、地域ということで、今後の展開をしっかりと考えていただければなあと感じたところです。

#### ○教育長

ありがとうございます。はい、教育次長。

#### ○教育次長

前回の会議あるいは総合教育会議、今年度第1回目の会議の中でも、ふるさと教育の重要性についていろんな視点でご意見をいただいております。ですので、教育大綱においても、やはりふるさと教育については、やはり重要な取組課題の一つという位置づけで、本日も後ほどの会議のときにご提案をさせていただきたいと思っております。

#### ○教育長

ほかにございませんか。はい、矢吹委員。

○矢吹委員

私も北島委員と同じく、西海学のところでちょっと感じたところです。ページ数でいうと52ページのナンバー14のところで、小学校9校中6校が7回実施したということで、あとの3校は今後の予定はあるのかな、というのをちょっと疑問に思ったところではあるんですけども。こちらのほうも西海学が実施できるようにしていただけたらなと思ったところです。

それと12ページの家庭学習時間については、上野先生がおっしゃってるように、目標が未達となっている理由、家庭学習の時間がですね。その理由と問題点を確認していうところが大事なのかなあと感じたところです。すいません、以上です。

○教育長

今2点ありましたけども、まず西海学が全学校実施できてない理由わかりますか。学校教育課長。

○学校教育課長

前回の中でもご説明した部分になるかなと思ってるんですけど。9校中の6校の実施で、残り3校ができてなくて、今年度はもう100%を目指してということでお話をしてるところなんですけど、実際その3校のうち2校はもう既に実施がなされておまして、あと残り1校がこれからの実施ということになります。

昨年度実施した学校は、もうカリキュラムの中に西海学の位置づけができてて、それはもう今年度も同じように、その学年では実施がなされますので、100%できるんじゃないかなと思ってるところです。

家庭学習についても、やはり目標に到達するという以前に、やはり県や全国との同じ小6中3の家庭学習の時間の差がちょっと大きいもんですから、その原因究明といいますか、例えば、宿題は各学校出してますとか、課題は出してますよっていう状況のところまでは把握はしてるんですけども、でも実際子どもたちにアンケートをとってみると、アンケートの結果上、家庭学習の時間がやっぱりこう目標とする、例えば1時間2時間に達してなかったりとかっていう部分が多いってところが西海市の傾向なもんですから。そこをやはり、今回、5アッププロジェクトでも、子どもたちがやろうと思わない限り、この数は伸びていかないということになりますので、いかにそのモチベーションを上げていくかということにちょっとシフトを変えて、しなさい、やってきなさいではなくて、いかに自分が家で勉強することが大事なんだと気づかせるかっていうところがポイントになるかなと思って、今年度中も取り組んでいるところです。

○教育長

よろしいでしょうか。はい、ほかにごぎいせんか。はい、谷口委員どうぞ。

○谷口委員

感想という形にもなるのかもしれませんが、お2人の先生の本当に細かくて詳しい、そ

それぞれの所見を拝見して、私たちも同じような視点でもありますし、ご指摘いただいたところは、私たちもともに、今年度から以降また新しい計画に向けて検討していかなければいけない事だなと改めて思ったところです。

一つは今も話題に上がっておりました家庭学習とか、大きく未達の部分が、私も常に学校現場にいるときも、家庭や学習の時間っていうのは、ずっと呼びかけたり、子どもたちにも投げかけ、またPTAの皆さんにも投げかけたりしながらも、実態としては想定している時間、それぞれの学年発達段階においた、時間の設定にやっぱり至らないっていうのは、それはなぜなのか。しかもその家庭学習の内容が、机に座ってこう学習するものだけとするのか、ここに上がってました、例えば読書とか、あるいは外に出て回っているような観察をしたりとか、自分の興味のあるところで、野山に出て、単純だけど虫を探したりとか、植物を見たりとか、その子にとっては大きな学びだと思うんですね。だから、家庭学習というのを、本当に机に座って何かこう物を書いたりとかするだけのものというふうに私たちが捉えるかどうかですね。子どもにとっての自分の意欲関心とか、疑問に思うことを自分なりの力で探して、いろんな人に尋ねたりとか、図書館に行ったりとか、本を読んだりとか、あるいはパソコンで調べたりとかっていうものも、やっぱり家庭、学校外の学習だと思うので、その内容と、例えば中学生にしてみれば2時間という設定時間が、果たして私たちが求める本当の子どもたちの学びの姿なのかっていう、それは一つのあれです。それこそ成果指標の設定の仕方っていうのが、やはり、今後の教育大綱の中でもありますけど、そこをしっかりと捉えて、子どもたちの本当の姿を捉える成果指標であったり、あるいは学校の先生方の取組を本当に励ましたり、さらに、こういうふうにして工夫を促すとかしていく計画でありたいなど改めて思ったところです。以上です。

#### ○教育長

ほかにございませんか。武宮委員どうぞ。

#### ○武宮委員

はい。私から1点だけ気になったところで、両先生からご指摘いただいているこの教育委員会活動の可視化であるとか、情報が積極的に提供されることを望むと指摘された点で、何が問題だったのかどう改善していけるのかっていうことがあれば、ちょっと教えていただければと思います。

#### ○教育長

はい、教育委員会の活動の可視化について。具体的にはどういうことなのかということですかね。はい、教育次長。

#### ○教育次長

はい。教育委員さんであったりとか、要は教育委員の教育委員会この会議ですね、これの状況であったりとか、そういったところが市民の方がどういった形で把握されてるのかっていうところなのかなと思います。実際その会議を開催するに当たっては、会議の開催に係る

告示を毎回やっております。市のウェブサイトのほうにもですね、こういった議案の件名であったりとか、そういったところについては、情報提供をしているところなんですけど、例えば、議案についてもウェブ上で公開をしたり、あるいは会議録についてもですね、可能な範囲内で公開をしたり、そういったところ少しずつではあるんですけど、そういったところを取り組むというのは、一つの可視化に係る取組内容ではないのかなと思うところです。

また、毎年計画をしております。別の委員さん方の協議、例えば社会教育委員さんと教育委員さんの協議、これを定期的にしっかりと開催をして、その内容についても広くお知らせをしたりとかということで、教育委員の実際の活動状況についても、市民の方にお知らせをするという可視化に向けた取組というのは一つ考えられるのかなと思っていますところです。ですので、実施可能なところについてはですね、所管教育総務課になりますけれども、皆さんの教育委員の皆さんからご意見をいただきながら、少しずつ取り組めればなと考えているところです。

○教育長

はい、どうぞ。

○武宮委員

議事録の公開っていうのがされたりされなかったりっていうのは、何か理由がありますか。

○教育総務班長

教育総務課の熊本です。点検・評価報告書の中にも、6年度分につきまして一部、会議録の公開が未了のものがございましたということで記載をしておりますけれども、実際、会議録の完成を見たものの、ホームページへの掲載というところがまだ滞ってる部分もございましたので、その部分については今後手当てをしていきたいなと考えております。以上です。

○武宮委員

承知しました。ありがとうございます。

○教育長

ほかにございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第51号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第51号「令和6年度西海市教育委員会自己点検・評価

について」は、原案のとおり可決されました。

○教育長

以上で本日の議事は全て終了いたしました。その他について事務局から諸報告をお願いします。

6. その他

各課諸報告（資料により報告）

○教育長

ただいま各課から説明がありましたが、委員の皆様方から何かございますか。よろしいでしょうか。それではないようですので、以上で本日の定例教育委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（午後2時45分閉会）

次回の定例教育委員会：11月20日（木）午前9時30分から

署名

令和 年 月 日

教育委員

---

教育委員

---

職員

---